

令和4年度
第4回上尾市立中学校給食共同調理場運営委員会次第

日時:令和4年11月15日(火)
午後2時00分～
場所:中学校給食共同調理場
研修室(2階)

1 開 会

2 あいさつ

3 議 題

(1) 令和4年度第1学期中学校給食共同調理場事業報告

… 資料1

(2) 学校給食費の改定について

… 資料2-1

・中学校給食費取扱い基準(案)

… 資料2-2

・新旧対応表

… 資料2-3

(3) 令和5年度中学校給食実施計画表(案)について

… 資料3-1・2

(4) 給食提供方式について

・各提供方式の説明

… 資料4-1

・各給食提供方式のメリット・デメリット用語説明

… 資料4-2

・埼玉県内市町村給食提供方式採用状況

… 資料4-3

・各給食提供方式のメリット・デメリット

… 資料4-4

・給食提供方式別概算費用

… 資料4-5

・親子方式のコストについて

… 資料4-6

4 その他

5 閉 会

○上尾市立中学校給食共同調理場条例

〔平成4年12月24日〕
〔条例第35号〕

(設置)

第1条 上尾市立中学校の学校給食に係る調理業務等を処理するため、上尾市立中学校給食共同調理場（以下「共同調理場」という。）を上尾市大字上尾村476番地1に設置する。

(業務)

第2条 共同調理場は、学校給食の調理及び運搬その他学校給食に必要な業務を行う。

(職員)

第3条 共同調理場に所長その他必要な職員を置く。

(運営委員会)

第4条 共同調理場の運営に関する重要な事項を調査審議するため、上尾市立中学校給食共同調理場運営委員会（以下「運営委員会」という。）を置く。

2 運営委員会の委員は、12人以内とし、教育委員会がこれを委嘱又は任命する。

3 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委任)

第5条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、教育委員会規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成5年1月1日から施行する。

(任期の特例)

2 この条例の施行の日から平成5年3月31日までの間に委嘱又は任命された運営委員会の委員の任期は、第4条第3項の規定にかかわらず、平成6年3月31日までとする。

(上尾市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

3 上尾市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年上尾市条例第17号）の一部を次のように改正する。

[次のよう] 略

附 則（平成8年条例第15号）

この条例は、公布の日から施行する。

○上尾市立中学校給食共同調理場運営委員会規則

〔平成4年12月28日〕
教委規則第15号

(趣旨)

第1条 この規則は、上尾市立中学校給食共同調理場条例(平成4年上尾市条例第35号。以下「条例」という。)第5条の規定に基づき上尾市立中学校給食共同調理場運営委員会(以下「運営委員会」という。)に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 運営委員会の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 年間事業計画に関すること。
- (2) 学校給食費に関すること。
- (3) その他運営上必要と認めること。

(委員の委嘱等)

第3条 条例第4条第2項の規定による運営委員会の委員の委嘱又は任命は、次に掲げる者のうちから、これを行う。

- (1) 市立中学校(以下「中学校」という。)の校長
- (2) 中学校PTA会長
- (3) 中学校給食主任
- (4) 中学校の学校医
- (5) 中学校の学校薬剤師
- (6) 保健所職員

(会長及び副会長)

第4条 運営委員会に、会長及び副会長を置く。

- 2 会長は前条第1号に掲げる者につき任命された委員のうちから、副会長は委員のうちから、それぞれ委員の互選によりこれを定める。
- 3 会長は、会務を総理し、運営委員会を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 運営委員会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

- 2 運営委員会の会議は、年3回定例に開催する。ただし、会長が必要であると認めるときは、臨時に開催することができる。

(庶務)

第6条 運営委員会の庶務は、上尾市立中学校給食共同調理場において処理する。

(委任)

第7条 この規則に定めるもののほか、運営委員会の運営に関し必要な事項は、運営委員会が定める。

附 則

この規則は、平成5年1月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成12年4月1日から施行する。

上尾市立中学校給食共同調理場運営委員会委員名簿

[任期：令和4年4月1日～令和6年3月31日]

職名	氏名	学校名等
校長	村田 正則	大石中
〃	大澤 聡	大石南中
〃	武田 直美	南中
〃	酒井 一昭	大谷中
給食主任	河合 弘樹	太平中
〃	塚崎 瑞起	上尾中
〃	岡村 克之	大谷中
PTA会長	藤波 由浩	大石南中
〃	山本 良彦	瓦葺中
学校医	伊藤 裕之	上尾市医師会
学校薬剤師	栗原 啓佑	上尾市学校薬剤師会
保健所	今井 真美	鴻巣保健所

令和4年4月1日現在

令和4年度

第4回上尾市立中学校給食共同調理場
運営委員会

議題資料

令和4年度第1学期中学校給食共同調理場事業報告

1 給食実施概要

- ① 給食実施回数 62回 (全184回)
 ② 対象 (生徒及び教職員等) 6,100人
 ③ 給食費
- 【生徒】 月額5,200円 1食平均310円 (概算)
 年間58,440円 (8・9月は6,440円)
- 【教職員等】 (令和4年4月～6月)
 月額5,200円 1食平均310円 (概算)
 (令和4年7月～令和5年3月)
 月額5,460円 1食平均330円 (概算)
 年間60,600円 (8・9月は6,780円)

※給食食材価格上昇の状況下、教職員等の給食費を令和4年7月より値上げした。一方、生徒分の給食費については、「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」を活用した補助を実施することにより、令和4年7月以降も据え置きとした。

2 運営委員会

	開催日	主 な 議 題 等
第1回	6月16日(月)	<ul style="list-style-type: none"> ・委嘱・任命書の交付 (新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から席上交付) ・令和3年度事業報告及び給食費収支決算報告 ・令和4年度事業計画 (案)
第2回	—	<ul style="list-style-type: none"> ・中学校給食費取扱い基準 (案) (新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から開催中止とし、各議案については委員による書面審議により承認を得た。)

3 専門部会

(献立部会)

	開催日	主 な 議 題 等
第1回	7月8日(金)	<ul style="list-style-type: none"> ・委嘱・任命書の交付 (新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から席上交付) ・10月分の献立の検討及び決定
第2回	8月4日(木)	<ul style="list-style-type: none"> ・11月分の献立の検討及び決定

(物資部会)

	開催日	主 な 議 題 等
第1回	7月7日(木)	<ul style="list-style-type: none"> ・委嘱・任命書の交付 (新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から席上交付) ・8・9月分の物資の検討及び決定
第2回	8月1日(月)	<ul style="list-style-type: none"> ・10月分の物資の検討及び決定

(指導部会)

	開催日	主 な 議 題 等
第1回	7月14日(木)	・任命書の交付（新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から席上交付） ・令和4年度指導部会の方向性 ・令和4年度研究方針 ・年間予定 ・各種情報交換
第2回	8月22日(月)	(小学校給食指導委員会との合同開催) ・小中9年間を見通した課題設定の調整 ・指導案骨子の作成 ・情報交換

4 各中学校への給食に関する配布資料

<献立表及び盛付け表>

- ・各月の献立表及び盛付け表を作成し、各中学校へ配布。(献立表は上尾市ホームページに掲載)

<四季のたより>

- ・四季に応じたテーマにより作成・印刷し、各中学校へ配布。

春号「中学生の栄養と食事 ～充実した楽しい中学校生活をおくるために～」

夏号「おいしく減塩！正しく減塩！ ～塩分の摂りすぎに注意しましょう～」

<放送資料>

- ・各校の毎日の給食時間の際に活用できるよう、食材や献立など給食に関する情報を放送原稿として作成し、各中学校へ配布。

5 食育活動

<食育講座>

- ・新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から給食試食会、調理講習会とも実施せず。

<栄養相談・個別対応>

- ・相談対応（随時）、食物アレルギーを有する生徒への個別対応、資料提供

<学校との連携>

- ・栄養教諭による食育の授業

・新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から給食試食会、社会体験チャレンジ事業生徒の受け入れ等は実施せず。

- ・施設見学対応（市内中学校）

<地域との連携>

- ・新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から実施せず。

6 衛生管理

<衛生検査>

・学校薬剤師による定期検査（共同調理場及びサテライトとも各学期に1回ずつ実施。）

施設名	期 日	主な指摘事項	対応等
センター	5/30 (月)	<p>① <u>大腸菌群検査の実施</u> 原材料（豚もも赤身ひき肉・玉ねぎの皮） 調理員手指・包丁・まな板・調理台等 冷蔵庫の取っ手・消毒保管機の取っ手等 【検査結果】 豚もも赤身ひき肉++ 上記以外の調理器具・手指等は陰性</p> <p>② <u>食器の澱粉・脂肪の残留検査の実施</u> 澱粉：反応あり（主に食器の傷） 脂肪：反応なし</p> <p>③ <u>施設について</u> 下処理室のシンクが用途別に設置された三槽式でない。</p>	<p>① 従来への対応を継続。</p> <p>② 洗剤メーカーと洗浄時水温、洗剤濃度等について調整を継続して行う。</p> <p>③ 使用の際は洗浄・消毒をしっかりと行うことで運用している。</p>
各中学校 給食室	5/18 (水)	<p>① <u>大腸菌群検査の実施</u> まな板・包丁・手指 【検査結果】 まな板・包丁：全ての給食室で陰性。 調理員手指： 調理中・水洗い後で陽性となった学校があったが、消毒後は全て陰性であった。</p> <p>② <u>施設について</u> 一部の給食室で次の指摘があった。 床の破損、天井の黒カビ（4校） 夏場の調理室内の環境（2校） シンクが三槽でない（2校） 検収室に60cm以上の置台がない（5校）等</p>	<p>② 対応状況については以下のとおり。 → 床、天井及び壁の修繕を教育総務課へ要望したが実施できていない。 → 調理室へのエアコン設置を教育総務課へ要望したが設置できていない。 → 更新計画に基づき対応していく。 → 今後対応を検討していく。</p>

<食材検査>

- ・小学校と同時に年2回実施（7月・10月）

	期 日	場 所	検 体	検査結果
第1回	7月14日 (木)	共同調理場	豚肩ロース、鶏もも肉、根しょうが、玉ねぎ、 ナチュラルチーズ、すりおろしりんご	陰性

<細菌検査>

- ・共同調理場職員：年24回実施（毎月2回）
- ・調理業務委託業者：年24回実施（毎月2回）
- ・市内中学校管理職：年12回（毎月1回）
- ・物資納入業者：毎月検査報告書の提出

<ノロウィルス検査>

- ・調理業務委託業者：10月～2月（月2回）

<衛生管理講習会>

- ・株式会社東洋食品衛生部が、従業員に対して社内研修を実施。

7 調理場備品等整備事業

【工事】

工事名称	施工場所
照明LED化改修工事	センター
各種調理器具等修繕	センター、各中学校サテライト給食室

【備品購入】

備品名称	納入先
揚物機	センター
牛乳保冷庫	上尾中、大石南中、瓦葺中、南中
冷蔵庫	上尾中、太平中
消毒保管機	太平中、大石中、原市中、上平中

8 中学校給食共同調理場管理運営事業

【各種点検・清掃】

点検等名称	実施場所	実施日
貯湯槽性能検査【合格】	センター	8月10日（水）
簡易専用水道検査【合格】	センター	8月1日（月）
給食室洗浄清掃業務	センター	7月21日（木）～26日（火）
	各中学校サテライト給食室	7月21日（木）～8月17日（水）
給食室消毒業務	センター	8月20日（土）
	各中学校サテライト給食室	8月22日（月）～23日（火）

点検等名称	実施場所	実施日
油脂分離槽等清掃及び油脂等処理業務	センター	7月20日(水)
グリストラップ清掃及び油脂等処理業務	各中学校サテライト給食室	7月21日(木)
厨芥真空搬送装置	センター	7月22日(金)
消防設備点検	センター	8月3日(水)
自動ドア点検	センター	7月29日(金)
貯湯槽点検	センター	8月9日(火)～10日(水)

令和4年度 一学期給食費等収入・支出状況

〔収入の部〕

(単位:円)

項 目	金 額
繰越金(前年度繰越金)	2,247,237
給食費	131,394,893
中学校11校分(教職員含む)	129,177,353
調理等委託業者分	2,070,120
中学校共同調理場職員分	147,420
試食代	2,790
廃油代	143,055
預金利子	13
合 計	133,787,988

〔支出の部〕

(単位:円)

項 目	金 額
食材料費	120,629,201
上尾学校給食納入協同組合	32,766,613
(公財)埼玉県学校給食会	41,451,175
一般業者	46,410,563
食材直接購入費	850
手数料	19,904
合 計	120,649,105

収入済額 133,787,988 円

支出済額 120,649,105 円

差引残高 13,138,883 円

※二学期への繰越額

令和4年度給食費未収金整理簿(集計表)

※1学期の状況

(単位:円)

学校名	調定額	納入金額	未収金額	納入率(※1)	未収率(※2)
上尾	17,741,101	17,185,941	555,160	96.9%	3.1%
太平	7,667,797	7,152,997	514,800	93.3%	6.7%
大石	21,368,619	20,833,977	534,642	97.5%	2.5%
原市	13,421,075	12,308,019	1,113,056	91.7%	8.3%
上平	12,693,796	12,323,046	370,750	97.1%	2.9%
西	12,815,787	12,100,147	715,640	94.4%	5.6%
東	15,951,976	15,267,346	684,630	95.7%	4.3%
大石南	4,463,006	4,041,716	421,290	90.6%	9.4%
瓦葺	8,703,550	8,552,750	150,800	98.3%	1.7%
南	10,961,326	10,626,706	334,620	96.9%	3.1%
大谷	8,975,438	8,579,358	396,080	95.6%	4.4%
合計	134,763,471	128,972,003	5,791,468	95.7%	4.3%

※1納入率(納入金額÷調定額) ※2未収率(未収金額÷調定額)

■令和3年度以前の過年度未収金に対する納入額

※1学期の状況

(単位:円)

学校名	R元~R3未収金額 令和4年度4月当初	R元~R3納入額	R元~R3未収金額	R元~R3納入率	H30以前納入額
上尾	23,470	0	23,470	0.0%	0
太平	75,590	57,270	18,320	75.8%	0
大石	20,800	20,800	0	100.0%	0
原市	182,142	31,200	150,942	17.1%	0
上平	0	0	0		0
西	26,000	0	26,000	0.0%	0
東	0	0	0		0
大石南	10,400	10,400	0	100.0%	0
瓦葺	0	0	0		0
南	53,240	53,240	0	100.0%	0
大谷	32,440	32,440	0	100.0%	0
合計	424,082	205,350	218,732	48.4%	0

※ 令和4年度に納入のあった令和3年度以前の各学校の給食費です。

令和4年度中の全納入額(現年+過年) 未収金整理簿より ※1学期の状況

(単位:円)

学校名	令和4年度分	令和元~令和3年度	平成30年度以前	合計
上尾	17,185,941	0	0	17,185,941
太平	7,152,997	57,270	0	7,210,267
大石	20,833,977	20,800	0	20,854,777
原市	12,308,019	31,200	0	12,339,219
上平	12,323,046	0	0	12,323,046
西	12,100,147	0	0	12,100,147
東	15,267,346	0	0	15,267,346
大石南	4,041,716	10,400	0	4,052,116
瓦葺	8,552,750	0	0	8,552,750
南	10,626,706	53,240	0	10,679,946
大谷	8,579,358	32,440	0	8,611,798
合計	128,972,003	205,350	0	129,177,353

(2) 学校給食費の改定について

令和5年1月から3月まで、中学校給食費取扱い基準 1－(3) 教職員等の給食費について改定します。

コロナ禍における物価高騰等に直面する中で、これまでのどおりの栄養バランスや量を保った学校給食を維持するために、物価高騰による一食単価の上昇分を基準に国の総合緊急対策を踏まえて、引き続き交付されることとなった「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」を活用し、保護者の負担を増やすことなく小・中学校の児童生徒分の給食費の助成を予定しております。

それに伴い、教職員等につきましては、1食単価の上昇分を加えたものを給食費とします。

なお、令和5年度については、安全・安心な給食を維持するため、また、現在の情勢を踏まえて給食費を検討する必要があることから、次回、案を提示いたします。

令和4年度改定案

資料2-2「中学校給食費取扱い基準(案)」

資料2-3「新旧対応表」

教職員等の給食費算出方法

令和3年4月の献立の食費(1食分)・・・303.72円

令和4年4月に同様の献立にした場合の食費(1食分)・・・320.01円…①

令和4年10月に同様の献立にした場合の食費(1食分)・・・333.01円…②

差額(②-①)・・・13.00円

$13.00円 \times 47回(令和5年1月 \sim 3月) = 611.00円$

$5,460円(現行) \times 3月(1 \sim 3月) + 611.00円 = 16,991.00円$

$16,991.00円 \div 3月 \approx 5,663.67円$

月額5,660円

1食単価340円(元単価310円+1回目物価高騰分20円+2回目物価高騰分10円)

(参考) 中学校給食費の推移(案)

給食費

	令和4年4月～ 令和4年6月	令和4年7月～ 令和4年12月	令和5年1月～ 令和5年3月
生徒	月額5,200円 1食単価310円	月額5,200円 (9月(8月の4日分を 含める)は6,440円) 1食単価310円	月額5,200円 1食単価310円
教職員等	月額5,200円 1食単価310円	月額5,460円 (9月(8月の4日分を 含める)は6,780円) 1食単価330円	月額5,460円⇒ <u>5,660円(案)</u> 1食単価330円⇒ <u>340円(案)</u>

中学校給食費取扱い基準（案）

1 給食費

(1) 生徒の給食費

月額／5, 200円（4月～7月、10月～3月）

6, 440円（9月「8月の4日分を含める」）

徴収・返金のための1食単価／310円

(2) 牛乳だけの給食

適正な事由により、牛乳だけの給食を実施する場合は、牛乳代だけの金額とする。

牛乳代（消費税を含む）×飲用した回数＝徴収額（1円未満切り捨て）

(3) 教職員等の給食費（令和4年7月から令和5年3月まで）

月額／5,460円（7月、10月～12月） 5,660円（1月～3月）

6,780円（9月（8月の4日分を含める））

徴収・返金のための1食単価 330円（7月～12月）、340円（1月～3月）

2 転入・転出・欠食等の取扱い

(1) 転入の場合

転入した月は、1食単価×喫食日数＝徴収額（月額を限度とする）

翌月から、月額を徴収。

(2) 転出の場合

月額－（1食単価×喫食日数）＝返金額

(3) 長期欠席（不登校を含む）・出席停止の場合（連続6食以上）

① 1食単価×（休んで食べなかった食数－5食）＝返金額（月額を限度とする）

② 長期欠席後の喫食再開の場合は、転入と同様に計算する。

上記以外の欠食については、給食費を還付することなく、食材に還元するものとする。

※不登校の生徒については、学校が保護者の申し出に基づき保護者と相談のうえ、給食を停止するか否かを含め、停止期日または停止期間を決定し、学校から共同調理場へ「異動報告書」により報告するものとする。

(4) 学級閉鎖の場合

減額しない。ただし、1回の閉鎖措置日数が連続6日以上の場合は、長期欠席の取扱いと同様に減額する。

(5) 牛乳停止の場合

アレルギー等の適正な理由により牛乳を飲用できない生徒に対しては牛乳代金を減額する（教職員は全員飲用が原則）。牛乳代金の返金は、毎年度当初に埼玉県学校給食会と契約した単価（1円未満切り捨て）により積算した額とする。

なお、停止開始日は原則として異動報告書提出日の2日後からとする。

(6) 特別支援学級生徒の減額

特別支援学級の生徒が職場体験で給食を停止した場合は、停止期間の全日数を減額対象とする。

(7) 3年生3月分給食費

3年生の3月分の給食費は、卒業式以降の給食回数分を差し引いた額を徴収する。

(8) 非常勤講師等（図書支援員、アッピースマイルサポーター等）の給食費

非常勤講師等の給食費は、原則として喫食日数分を徴収する。ただし、月初めから月

末まで常勤職員と同様の形態で勤務する場合は月額とする。

(9) 教育実習生等の給食費

教育実習生等の給食費は、1食単価×喫食日数＝徴収額とする。

(10) ALTが休暇等を取得する場合、その者が月額で給食費を支払っている場合は代替の人員からは給食費を徴収しない。

この基準は平成26年4月1日から施行する。

この基準は令和4年4月1日から施行する。

この基準は令和4年7月1日から施行する。

この基準は令和5年1月1日から施行する。

新旧対応表

新	旧
<p>1 給食費</p> <p>(1) 生徒の給食費 月額／5,200円 (4月～7月, 10月～3月) 6,440円 (9月 (8月の4日分を含める)) 徴収・返金のための1食単価 310円</p> <p>(2) 牛乳だけの給食 適正な事由により、牛乳だけの給食を実施する場合は、牛乳代だけの金額とする。 牛乳代 (消費税は含む) × 飲用した回数 = 徴収額 (1円未満切り捨て)</p> <p>(3) 教職員等の給食費 (令和4年7月から令和5年3月まで) 月額／5,460円 (7月, 10月～12月) 5,660円 (1月～3月) 6,780円 (9月 (8月の4日分を含める)) 徴収・返金のための1食単価 330円 (7月～12月)、 340円 (1月～3月)</p>	<p>1 給食費</p> <p>(1) 月額／5,200円 (4月～7月, 10月～3月) 6,440円 (9月 (8月の4日分を含める)) 徴収・返金のための1食単価 310円</p> <p>(2) 牛乳だけの給食 適正な事由により、牛乳だけの給食を実施する場合は、牛乳代だけの金額とする。 牛乳代 (消費税は含む) × 飲用した回数 = 徴収額 (1円未満切り捨て)</p> <p>(3) 教職員等の給食費 (令和4年7月から令和5年3月まで) 月額／5,460円 (7月, 10月～3月) 6,780円 (9月 (8月の4日分を含める)) 徴収・返金のための1食単価 330円</p>

令和5年度 中学校給食実施計画表(案1)

資料3-1

日	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	日
1	土	月	①木	①土	火	金	①日	水	①金	①月 元日	木	①金	①1
2	日	火	②金	②日	水	土	月	①木	②土	火	金	②土	2
3	月	水 憲法記念日	土	月	①木	日	火	②金 文化の日	日	水	土	日	3
4	火	木 みどりの日	日	火	②金	月	②水	③土	月	②木	日	月	②4
5	水	金 こどもの日	月	③水	③土	火	③木	④日	火	③金	月	③火	③5
6	木	土	火	④木	④日	水	④金	⑤月	③水	④土	火	④水	④6
7	金	日	水	⑤金	⑤月	木	⑤土	火	④木	⑤日	水	⑤木	⑤7
8	土	月	③木	⑥土	火	金	⑥日	水	⑤金	⑥月 成人の日	木	⑥金	⑥8
9	日	火	④金 かがやキッズDAY	日	水	土	月 スポーツの日	木	⑥土	火 3学期始業式	金	⑦土	9
10	月 入学式 1学期始業式	水	⑤土	月	⑥木	日	火	⑥金	⑦日	水 給食開始日	①土	日	10
11	火	木	⑥日	火	⑦金 山の日	月	⑦水	⑦土	月	⑦木	②日 建国記念の日	月	⑦11
12	水 給食開始日	①金	⑦月	⑦水	⑧土	火	⑧木	⑧日	火	⑧金	③月 振替休日	火	⑧12
13	木	②土	火	⑧木	⑨日	水	⑨金	⑨月	⑧水	⑨土	火	⑧水	⑨13
14	金	③日	水	⑨金	⑩月	木	⑩土	火 県民の日	木	⑩日	水	⑨木	⑩14
15	土	月	⑧木 総合体育大会	土	火	金	⑪日	水	⑨金	⑪月	④木	⑩金 卒業証書授与式	15
16	日	火	⑨金 総合体育大会	日	水	土	月	⑩木	⑩土	火	⑤金	⑪土	16
17	月	④水	⑩土	月 海の日	木	日	火	⑪金	⑪日	水	⑥土	日	17
18	火	⑤木	⑪日	火 給食終了日	⑪金	月 敬老の日	水	⑫土	月	⑫木	⑦日	月	⑪18
19	水	⑥金	⑫月	⑩水	土	火	⑫木	⑬日	火	⑬金	⑧月	⑫火	⑫19
20	木	⑦土	火	⑪木 1学期終業式	日	水	⑬金	⑭月	⑫水 給食終了日	⑭土	火	⑬水 春分の日	20
21	金	⑧日	水	⑫金	月	木	⑭土	火	⑬木	日	水	⑭木 給食終了日	⑬21
22	土	月	⑬木	⑬土	火	金	⑮日	水	⑭金 2学期終業式	月	⑨木	⑮金	22
23	日	火	⑭金	⑭日	水	土 秋分の日	月	⑮木 勤労感謝の日	土	火	⑩金 天皇誕生日	土	23
24	月	⑨水	⑮土	月	木	日	火	⑯金	⑮日	水	⑪土	日	24
25	火	⑩木	⑯日	火	金 2学期始業式	月	⑯水	⑰土	月	木	⑫日	月	25
26	水	⑪金	⑰月	⑮水	土	火	⑰木	⑱日	火	金	⑬月	⑯火 3学期修了式	26
27	木	⑫土	火	⑯木	日	水	⑱金	⑲月	⑯水	土	火	⑰水	27
28	金	⑬日	水	⑰金	月 給食開始	①木 新人体育大会	土	火	⑰木	日	水	⑱木	28
29	土 昭和の日	月	⑯木	⑯土	火	②金 新人体育大会	日	水	⑯金	月	⑭木	⑲金	29
30	日	火	⑰金	⑰日	水	③土	月	⑳木	⑰土	火	⑮	土	30
31	水	⑳木	⑱月	木	④	火	㉑	日	水	⑯	日	日	31
給食回数	13回	20回	19回	11回	4回	18回	21回	19回	14回	16回	19回	13回	合計 187回

※総合体育大会・市内新人大会・卒業証書授与式については、給食の実施なし。

※従来通りで実施した場合(年度計187回)

令和5年度 中学校給食実施計画表(案2)

資料3-2

日	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	日
1	土	月	①木	①土	火	金	①日	水	①金	①月 元日	木	①金	①1
2	日	火	②金	②日	水	土	月	①木	②土	火	金	②土	②2
3	月	水 憲法記念日	土	月	①木	日	火	②金 文化の日	日	水	土	日	③3
4	火	木 みどりの日	日	火	②金	月	②水	③土	月	②木	日	月	④4
5	水	金 こどもの日	月	③水	③土	火	③木	④日	火	③金	月	③火	⑤5
6	木	土	火	④木	④日	水	④金	⑤月	③水	④土	火	④水	⑥6
7	金	日	水	⑤金	⑤月	木	⑤土	火	④木	⑤日	水	⑤木	⑦7
8	土	月	③木	⑥土	火	金	⑥日	水	⑤金	⑥月 成人の日	木	⑥金	⑥8
9	日	火	④金	かがやキッズDAY	日	水	月	スポーツの日	木	⑥土	火	3学期始業式	⑦9
10	月 入学式 1学期始業式	水	⑤土	月	⑥木	日	火	⑥金	⑦日	水	給食開始日	①土	⑧10
11	火	木	⑥日	火	⑦金 山の日	月	⑦水	⑦土	月	⑦木	②日 建国記念の日	月	⑦11
12	水 給食開始日	①金	⑦月	⑦水	⑧土	火	⑧木	⑧日	火	⑧金	③月 振替休日	火	⑧12
13	木	②土	火	⑧木	⑨日	水	⑨金	⑨月	⑧水	⑨土	火	⑧水	⑨13
14	金	③日	水	⑨金 給食終了日	⑩月	木	⑩土	火 県民の日	木	⑩日	水	⑨木	⑩14
15	土	月	⑧木 総合体育大会	土	火	金	⑪日	水	⑨金	⑪月	④木	⑩金 卒業証書授与式	⑪15
16	日	火	⑨金 総合体育大会	日	水	土	月	⑩木	⑩土	火	⑤金	⑪土	⑪16
17	月	④水	⑩土	月 海の日	木	日	火	⑪金	⑪日	水	⑥土	日	⑪17
18	火	⑤木	⑪日	火	金	月 敬老の日	水	⑫土	月	⑫木	⑦日	月	⑪18
19	水	⑥金	⑫月	⑩水	土	火	⑫木	⑬日	火 給食終了日	⑬金	⑧月	⑫火 給食終了日	⑫19
20	木	⑦土	火	⑪木 1学期終業式	日	水	⑬金	⑭月	⑫水	土	火	⑬水 春分の日	⑬20
21	金	⑧日	水	⑫金	月	木	⑭土	火	⑬木	日	水	⑭木	⑭21
22	土	月	⑬木	⑬土	火	金	⑮日	水	⑭金 2学期終業式	月	⑨木	⑮金	⑮22
23	日	火	⑭金	⑭日	水	土 秋分の日	月	⑮木 勤労感謝の日	土	火	⑩金 天皇誕生日	土	⑮23
24	月	⑨水	⑮土	月	木	日	火	⑯金	⑮日	水	⑪土	日	⑯24
25	火	⑩木	⑯日	火	金 2学期始業式	月	⑯水	⑰土	月	木	⑫日	月	⑯25
26	水	⑪金	⑰月	⑮水	土	火	⑰木	⑱日	火	金	⑬月	⑮火 3学期修了式	⑰26
27	木	⑫土	火	⑯木	日	水	⑱金	⑲月	⑯水	土	火	⑰水	⑰27
28	金	⑬日	水	⑰金	月 給食開始	①木 新人体育大会	土	火	⑰木	日	水	⑱木	⑱28
29	土 昭和の日	月	⑯木	⑯土	火	②金 新人体育大会	日	水	⑱金	月	⑭木	⑲金	⑲29
30	日	火	⑰金	⑰日	水	③土	月	⑳木	⑲土	火	⑮	土	⑲30
31	水	⑳月	⑳木	⑳土	火	④	⑳	㉑	日	水	⑯	日	⑳31
給食回数	13回	20回	19回	10回	4回	18回	21回	19回	13回	16回	19回	12回	合計184回

※総合体育大会・市内新人大会・卒業証書授与式については、給食の実施なし。

※各学期末1回の計3回減らしたもの(年度計184回)

各提供方式の説明

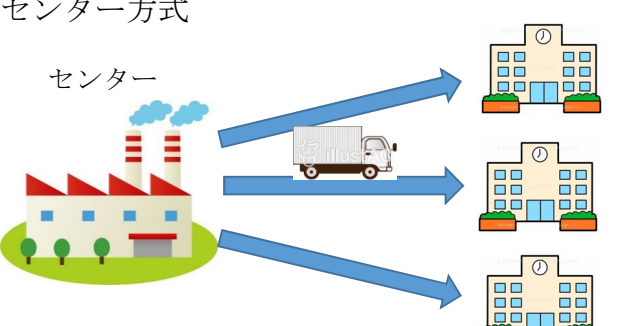
自校方式



説明

学校内に給食室があり、学校単位で給食を調理し、提供する。

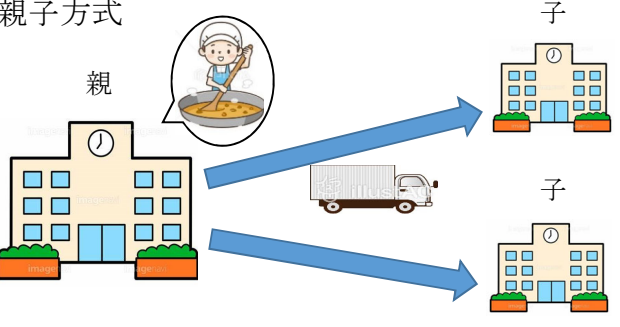
センター方式



説明

複数校の給食をセンターで一括調理して、トラックで各学校へ運搬する。


親子方式



説明

近隣の小・中学校の給食も一校で一括調理してトラックで運搬する。

センター&サテライト方式



説明

センターで主食・主菜を調理し各学校へ配送、各学校にあるサテライト調理場で副菜・汁物を調理している。

※日本で上尾市が唯一採用している

各給食提供方式のメリット・デメリット用語説明

衛生管理基準・・・・・・・・・・文部科学省の定める学校給食施設・調理に関する基準を定めたもの。

衛生管理基準の内容一例

- ・ドライシステムの導入
 - ・汚染区域・非汚染区域の部屋分け
 - ・空調設備の設置
 - ・温水対応の手洗い場の設置
- 等

調理後2時間以内での喫食・・・・厚生労働省の定める「大量調理施設衛生管理マニュアル」に「調理後の食品は、調理終了後から2時間以内に喫食することが望ましい」と記載されており、衛生管理等の観点から2時間以内での喫食を推奨している。

初期費用・・・・・・・・・・給食施設(配膳室含む)の建設費、厨房機器の購入費等の費用。

ランニングコスト・・・・・・・・給食調理にかかる人件費、光熱水費と厨房機器・施設修繕費。
(自校方式以外配送費が含まれる。)

調理施設整備・・・・・・・・・・センター方式の場合、大量調理を行うため、最初に出来上がったものと最後に出来上がったもので大きく時間差が生じてしまう。そのため、最初に出来上がった調理品と最後に出来上がったものとの調理後から喫食までに時間差が生じてしまい、味や温度等に影響がでてしまう。この時間差を短縮するため、調理機器の処理性能や台数を増やすなど対策が必要となる。

校舎更新に影響・・・・・・・・・・上尾市教育委員会で学校施設更新計画基本計画の小・中学校施設の老朽化にともなう更新のため学校全体の建替え等を検討している。その一環で給食施設も更新の対象となる。既存の給食施設を衛生管理基準に適した施設に更新した場合、提供方式によって増築が必要となる。その増築分の面積を校舎内で捻出しなくてはならず、学校施設更新のレイアウト等に影響を与えてしまう。

埼玉県内市町村給食提供方式採用状況

資料 4 - 3

No	市町村	採用方式				
		自校方式 (校数)	センター方式		親子方式	
			センター数	配送校数	校数	組数
1	さいたま市	162				
2	川口市	29	3	49		
3	鴻巣市	18	1	9		
4	上尾市					
5	草加市	32				
6	蕨市		1	10		
7	戸田市	10	1	8		
8	朝霞市	3	2	17		
9	志木市	12				
10	和光市	12				
11	新座市	23				
12	桶川市	11				
13	北本市	11				
14	伊奈町		1	7		
15	川越市		3	55		
16	所沢市	12	2	29	6	3
17	飯能市	10	4	9	2	1
18	東松山市		1	8		
19	狭山市		3	31		
20	入間市	16	1	11		
21	富士見市		1	17		

No	市町村	採用方式				
		自校方式 (校数)	センター方式		親子方式	
			センター数	配送校数	校数	組数
22	坂戸市	19				
23	鶴ヶ島市		1	13		
24	日高市		1	12		
25	ふじみ野市		2	19		
26	三芳町		1	8		
27	毛呂山町		1	6		
28	越生町	1			2	1
29	滑川町	—	—	—	—	—
30	嵐山町		1	5		
31	小川町		1	8		
32	川島町		1	6		
33	吉見町		1	7		
34	鳩山町		1	4		
35	ときがわ町		1	5		
36	東秩父村		1	2		
37	熊谷市	11	2	34		
38	秩父市		5	22		
39	本庄・上里		1	10		
39	本庄市(旧児玉)	5				
40	深谷市	29				
41	横瀬町		1	2		

完全民間委託

No	市町村	採用方式				
		自校方式 (校数)	センター方式		親子方式	
			センター数	配送校数	校数	組数
42	皆野町		1	4		
43	長瀬町		1	3		
44	小鹿野町		1	5		
45	美里町	4				
46	神川町		1	5		
48	寄居町		1	5		
49	行田市		1	21		
50	加須市		3	30		
51	春日部市	27	1	7		
52	羽生市		1	14		
53	越谷市		3	44		
54	久喜市		1	31		
55	八潮市	—	—	—	—	—
56	三郷市		3	27		
57	蓮田市	13				
58	幸手市	12				
59	吉川市		1	12		
60	白岡市	10				
61	宮代町		1	7		
62	杉戸町		1	5		
63	松伏町		1	5		

完全民間委託

各給食提供方式のメリット・デメリット

資料4-4

各給食提供方式におけるメリット・デメリットを表に示します。
(塗りつぶしをしている箇所がデメリットになります。)

項目	市内小学校 自校方式	市内中学校 センター&サテライト方式	センター方式	親子方式
安全・衛生面	調理施設が各校にあるため、学校間で衛生管理に差が生じる。	各校にサテライト調理施設があるため、学校間の衛生管理に差が生じる。	複数校分を一括調理するため、一元管理ができ、衛生管理の徹底を行いやすい。	調理施設が複数校にあるため、学校間の衛生管理に差が生じる。
リスク	<ul style="list-style-type: none"> 各校の調理施設で調理するため、食中毒等が発生した場合の被害規模が最も小さい。 各校に調理施設があるため、配膳にかかる時間が少なく、調理後2時間以内での喫食を行いやすい。 	<ul style="list-style-type: none"> 複数校分の調理を一括で行うため、食中毒等の発生時の被害規模が最も大きい。 主食・主菜においてはセンターからの配送が必要となるため、調理後2時間以内での喫食を達成する上で制約がある。 	<ul style="list-style-type: none"> 複数校分の調理を一括で行うため、食中毒等の発生時の被害規模が最も大きい。 センターから各校へ配送が必要となるため、調理後2時間以内での喫食を達成するためには、調理施設整備等が必要となる。 	<ul style="list-style-type: none"> 2~3校の調理を一括で行うため、食中毒等の発生時の被害規模が自校方式より大きい。 子校に配送をする必要があるが、近隣校のため、自校方式に近い給食提供ができる。
提供温度	各校に調理施設があるため、給食の時間にあわせた給食提供となり、最も適温による給食提供が行える。	センターで調理する主食・主菜の配送を行うため保温性の高い食缶等の工夫をする必要がある。	センターから配送を行うため保温性の高い食缶を導入する等の工夫をする必要がある。	配送が必要となるため、自校方式よりも調理時間の制約がある。
食育	<ul style="list-style-type: none"> 各校に栄養教諭等を配置していることから、食育指導等を細やかにできる。 調理施設から校舎内に調理中のおいや、音、調理員がいることで、児童生徒が身近に給食を感じることができる。 	<ul style="list-style-type: none"> 栄養教諭等による適切な食育の指導を行える。 サテライト調理室から校舎内、調理中のおいや、音、調理員がいることで、児童生徒が身近に給食を感じることができる。 	<ul style="list-style-type: none"> 栄養教諭等による適切な食育の指導を行える。 調理施設が校舎内にないため、給食調理を身近に感じることができない。 	<ul style="list-style-type: none"> 栄養教諭等による適切な食育の指導を行える。 子校には調理施設がないため、給食調理を身近に感じることができない。
コスト	最も多くの人員と給食施設を必要とするため、初期費用、ランニングコストが大きい。	センターの他に各校のサテライト調理場でも調理を行うために、多くの調理員を必要とすることから、初期費用、ランニングコストが大きい。	一括調理を行うため、最も少ない人員と給食施設で運営することができ、初期費用、ランニングコストが最も小さい。	親校が2~3校分の給食調理を一括で行うため、自校方式よりも少ない初期費用、ランニングコストで給食運営を行える。(組み合わせる学校規模により異なる)
人員確保	多くの人員を必要とするため、人員確保が困難であり、給食運営が不安定になりやすい。(現在調理員の欠員が続いている) ※感染症等による調理員の欠勤等があり、簡単給食や給食停止の対応行った。	民間委託での運営のため、調理員の確保や人事管理を一括で委託でき、安定した運営を行える。	一括調理であるため、作業効率が良く、少ない人員で調理を行うことから、人員の確保をしやすい。	親校が2~3校分の給食調理を一括で行うため、自校方式よりも少ない調理員で運営を行えるため安定した運営を行いやすい。
作業効率	各校の調理施設で調理するため、調理員が複数の作業を行う必要があり、センター方式と比較すると多くの人員が必要で、作業効率が低い。	センターでは調理を集約化できているが、サテライト調理場で多くの調理員を必要としているため、非効率になっている。	調理を集約化できることから、少ない人員で調理を行えるため、最も作業効率がよい。	2~3校分の給食調理を集約化できるため、自校方式よりも作業効率がよい。
校舎への影響	現行の衛生管理基準に適合するため、増築が必要となり、校舎更新に影響(校舎建て替え時のレイアウト等)がある。	現行の衛生管理基準に適合するため、増築が必要となり校舎更新に影響がある。	校舎内に調理場がないため、校舎更新への影響(校舎建て替え時のレイアウト等)がない。	親校に給食施設の大幅な増築が必要となり、校舎更新に大きな影響(校舎建て替え時のレイアウト等)を与えてしまう。

※栄養教諭等の配置基準(国の配置基準である「公立義務教育諸学校の学級編成及び教職員定数の標準に関する法律」による)

	自校方式	センター&サテライト方式	センター方式	親子方式
内容	調理場がある学校に以下の基準で配置 <ul style="list-style-type: none"> 生徒数550人未満の学校：4校に1人 生徒数550人以上の学校：1人 	給食センターに以下の基準で配置 <ul style="list-style-type: none"> 生徒数1,500人以下：1人 生徒数1,500人~6,000人：2人 生徒数6,001人以上：3人 	給食センターに以下の基準で配置 <ul style="list-style-type: none"> 生徒数1,500人以下：1人 生徒数1,500人~6,000人：2人 生徒数6,001人以上：3人 	調理場がある親校のみに以下の基準で配置されるが、子校には配置なし <ul style="list-style-type: none"> 生徒数550人未満の学校：4校に1人 生徒数550人以上の学校：1人

給食提供方式別概算費用

資料4-5

単位(億円)

大項目	項目	①	②	③	
		自校方式(小学校) センター&サテライト方式 (中学校)(1センター)	センター方式 (3センター)	自校方式	
初期投資 【A】	初期投資小計		98.7	90.7	96.3
	内訳	建築費	71.8	60.5	74.9
		厨房機器	26.8	19.0	21.4
		受け入れ設備費	—	1.1	—
		受け入れ建設費	—	10.2	—
運営・維持費 (50年間) 【B】	運営・維持費小計 (50年間)		462.8	422.3	440.0
	内訳 (年間)	運営費 (年間)			
		人件費	5.5	4.6	5.8
		配膳費(人件費)	—	0.7	—
		水光熱費	1.5	1.2	1.3
		配送費	0.4	0.7	—
	維持費 (年間)	建築・設備保守	0.4	0.3	0.4
		建築・設備修繕	0.6	0.5	0.6
		厨房機器修繕	0.8	0.6	0.7
初期投資+維持運営費 (50年間) 【A】+【B】	初期投資+維持運営費 (50年間)	561.5	513.0	536.3	

※上記シュミレーションでは用地費用は含まず。

※千万未満四捨五入(小計、内訳に差異が生じる。)

学校規模校基準

喫食者数400人以下の学校を小規模校とする
 喫食者数401人～600人の学校を中規模校とする
 喫食者数601人以上の学校を大規模校とする

2校の場合 (ランニングコスト50年間含む) 単位(千円)

小規模校 + 中規模校 . . . ○

提供方式	学校名	喫食者数	総コスト
自校方式	A校	約400人(小規模)	1,521,072
	B校	約500人(中規模)	1,516,512
	合計	約900人	3,037,584
			↓
親子方式	A+B校	約900人	2,704,070

-3億3,400万円
(11%減)

小規模校 + 大規模校 . . . △

提供方式	学校名	喫食者数	総コスト
自校方式	C校	約400人(小規模)	1,438,392
	D校	約700人(大規模)	1,969,712
	合計	約1100人	3,408,104
			↓
親子方式	C+D校	約1100人	3,180,038

-2億2,800万円
(6.7%減)

中規模校 + 大規模校 . . . ×

提供方式	学校名	喫食者数	総コスト
自校方式	E校	約600人(中規模)	1,788,904
	F校	約700人(大規模)	1,884,712
	合計	約1300人	3,673,616
			↓
親子方式	E+F校	約1300人	3,787,350

+1億1,400万円
(3.0%増)

3校の場合 (ランニングコスト50年間含む) 単位(千円)

小規模校 + 中規模校 + 中規模校 . . . ○

提供方式	学校名	喫食者数	総コスト
自校方式	G校	約300人(小規模)	1,226,888
	H校	約500人(中規模)	1,693,096
	I校	約600人(中規模)	1,708,768
	合計	約1400人	4,628,752
			↓
親子方式	G+H+I校	約1500人	3,900,420

-7億2,800万円
(15.7%減)

中規模校 + 中規模校 + 中規模校 . . . ○

提供方式	学校名	喫食者数	総コスト
自校方式	J校	約500人(中規模)	1,608,096
	K校	約500人(中規模)	1,693,096
	L校	約600人(中規模)	1,697,320
	合計	約1600人	4,998,512
			↓
親子方式	J+K+L校	約1600人	4,270,732

-7億2,800万円
(14.6%減)

小規模校 + 小規模校 + 大規模校 . . . ○

提供方式	学校名	喫食者数	総コスト
自校方式	M校	約200人(小規模)	1,226,888
	N校	約200人(小規模)	1,152,476
	O校	約900人(大規模)	2,267,800
	合計	約1600人	4,647,164
			↓
親子方式	J+K+L校	約1600人	3,860,420

-7億8,700万円
(16.9%減)

中規模校 + 大規模校 + 大規模校 . . . ×

提供方式	学校名	喫食者数	総コスト
自校方式	P校	約600人(中規模)	1,788,904
	Q校	約700人(大規模)	1,978,312
	R校	約800人(大規模)	2,076,256
	合計	約2100人	5,843,472
			↓
親子方式	P+Q+R校	約2100人	5,841,668

+200万円
(0%増)

まとめ

小規模校、中規模校の順に親子方式を採用することが人件費等の削減効果大きい。しかし、大規模校に採用すると人件費等の削減効果を減少させてしまう。

人件費の削減額が約8割を占め、総コストに大きく影響あり、効率のよい調理体制が削減効果を生むポイントとなる。

(参考)

自校方式における喫食者1人あたりの給食調理にかかる人件費コスト比較(大・中・小規模校)

単位(千円)

学校名(規模)	喫食者数※	人件費(年間)	喫食者1人あたりの給食調理にかかるコスト(年間)
大規模校	893人	21,900	24.5
中規模校	495人	16,800	33.9
小規模校	169人	15,100	89.3

※2030年の児童と教職員の合算人数

給食提供方式アンケート調査結果（第4回運営委員会終了後実施）

委員A	<ul style="list-style-type: none"> ・センター＆サテライト方式の給食提供が行われていることは、効率的な作業ができ、あたたかい給食提供もできていてよい方式である。 ・それでも自校方式の安心感はその上をいくものである。 ・発言でも示させていただいたが、災害があった場合の避難場所としての食材提供の場にもなりえることから、各学校で環境を整えてもらえると有難い。 ・市としてどのように考えるかが大切なことだと思いますので、慎重な審議をお願いします。
委員B	<p>今回の会議であった通り、コスト面において、味や災害時の利用、栄養士がいる安心感を考えると是非自校方式で進めていただきたいと思いました。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・今回のコロナで体験したことから、授業時間を確保するために給食の時間を移動させることができませんでした。自校方式ならばその点も対応可能なのかなと思いました。
委員C	<ul style="list-style-type: none"> ・自校方式の小学校給食からセンター＆サテライト方式の中学校給食への移行が、センターだからまずいと思い込んでいる生徒さんも多いのかもしれない。 ・食育や栄養指導で減塩などの味付けについての指導なども充実させてはどうかと思いました。 ・どの方式であっても衛生管理マニュアルに沿った調理ができるよう調理職員の指導が大切です。
委員D	<ul style="list-style-type: none"> ・コストやリスク面を考えると難しいなと感じた。 ・子ども達の食育や実態を考えると、自校やサテライトの方が子どものためになるのかなと感じました。 ・災害に備えた自校方式は、なるほどなと感じました。もしもの場合に、大量調理ができるようにしておくのは大事だと思います。
委員E	<ul style="list-style-type: none"> ・どうしてもコスト面等の問題があるかと思いますが、子どものこと（健康・美味しさ）を考えると自校式がいいなと感じます。小学校では自校方式を採用していて、中学校ではセンター＆サテライト方式で子どもとしても戸惑いがあったりすると思います。実際に美味しさが違うとの声があがっています。 ・もし、今後提供方式について考える場があれば、生徒や教員の声を更にくんでも良いのかなと思います。
委員F	<ul style="list-style-type: none"> ・アンケートでおいしさ面で自校が勝る。費用面比較からも自校が良いと感じる。 ・完全委託はメリットよりデメリットが大きいかもしいないが比較した方がよい。 ・自校方式なら学校施設更新に影響を与えないので良い。その点親子方式は複雑すぎる。
委員G	<ul style="list-style-type: none"> ・自校方式の方が個人的には良いと思っています。コストはかかるがメリットになる部分が多いと思います。 ・自校、センター、センター＆サテライトの3つのコストはあまり変わらないので、自校がよいのではと思います。